

2-2 移動発生源

(1)自動車保有台数

本県における自動車保有台数は、図2-6に示すとおり年々増加していたが、近年は横ばいとなっており、平成29年度末には約364万台となっていた。また、自動車によるガソリン消費量、軽油消費量の推移を図2-7に示した。ガソリン消費量は乗用車の割合が大きく、緩やかに減少しており、29年度の全消費量は25年度に比較し約3%減少していた。軽油消費量は普通貨物の割合が大きく、近年増加しており、29年度の全消費量は25年度に比較し約4%増加していた。

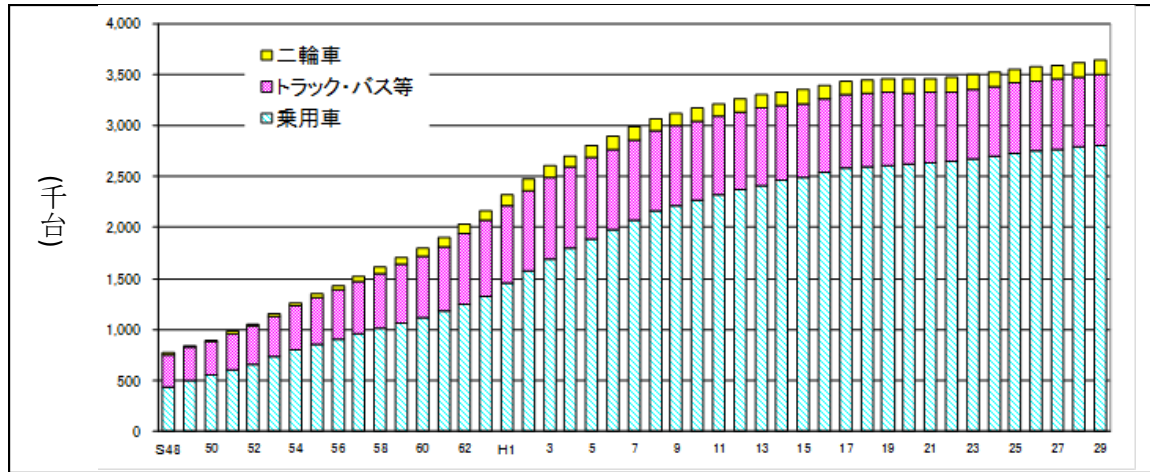


図2-6 県内の自動車保有台数の推移

出典：「自動車保有車両数」(財)自動車検査登録情報協会

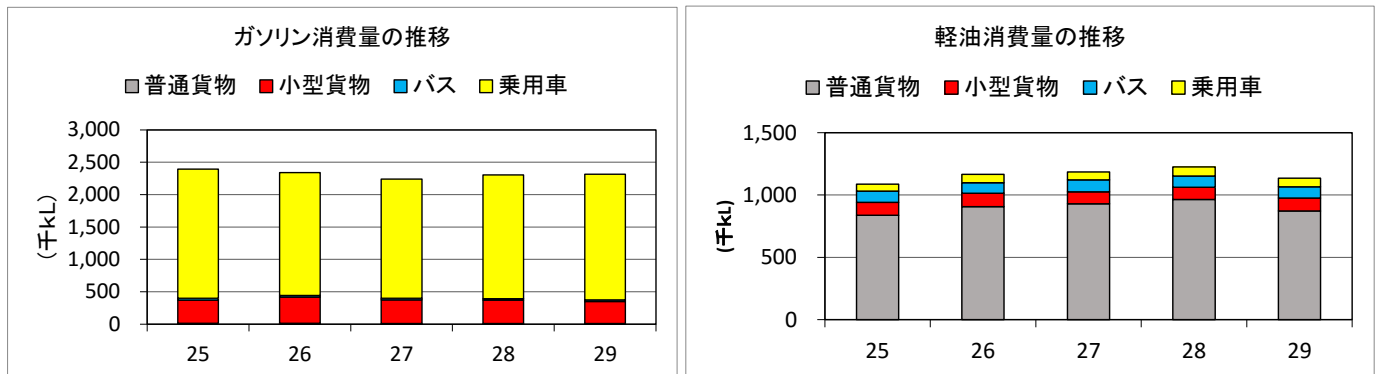


図2-7 県内の自動車によるガソリン消費量、軽油消費量の推移

出典：「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)

(2)自動車排出ガス対策の推進

ア 計画の策定

県、市町村、関係機関・団体や県民が、自動車環境問題についての基本認識を共有し、協働して対策を進めるための方向性を示す「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」（平成24年3月策定）、及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（略称：自動車NO_x・PM法）に基づく対策地域において、平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成25年3月策定）に基づき、県では、関係機関と連携した自動車環境対策を推進している。同計画については、28年度に中間年度（27年度）の達成状況の確認・評価を行い、32年度の最終目標達成の見通しを取りまとめた。

イ 自動車単体規制の強化

自動車排出ガスの規制は、国において「大気汚染防止法」及び「道路運送車両法」により一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）及びディーゼル黒煙について実施されており、逐次強化が図られてきた。

規制対象物質のうち、NOxについては、ガソリン・LPG乗用車は「30年規制」により、昭和48年規制時に比べ98%低減された。(図2-8)

ディーゼルトラック・バスのうちNOx等の排出量の多い直接噴射式の重量車(3.5トン超)については、昭和49年規制時に比べ、平成28年10月から実施された「28年規制」では、97%低減された。(図2-9)

ディーゼルのPMについては、5年から6年にかけて初めて排出ガスの基準が定められた短期規制に比べ、「28年規制」のディーゼル重量車では、99%低減された。(図2-10)

ウ 条例によるディーゼル自動車排出ガス対策

国は、ディーゼル自動車に起因する大気汚染対策を推進するため、13年6月に自動車NOx法を改正し、PMを規制項目に加え、併せて規制基準強化を行ったが、同法の適用地域外から流入する車両に対する規制は行わなかった。

そのため、首都圏の1都3県では、ディーゼル自動車排出ガス対策を効果的に促進するため、条例に基づくPMの排出基準を設定し、この排出基準を満たさない車両の都県域における運行を規制する条例を制定することとし、本県においても14年3月に運行規制と燃料規制を柱とする「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」(以下「ディーゼル条例」)を制定した。

(ア) 運行規制に係る立入検査・調査

ディーゼル条例の遵守状況を確認するため、運行規制については、事業所への立入検査、路上検査等を実施している。29年度は1,477台を検査し、不適合の車812台について改善指導を行った。

さらに、より広汎に多くの車両を確認するため、走行中の自動車のナンバープレートをビデオで撮影し、条例の適合状況を判別するシステムを導入し、16年7月から運用を開始した。29年度は28,957台を調査し、不適合車168台の使用者等への指導を行った。

(イ) 燃料規制に係る検査

排出ガス中のPMを低減させるため、県では、ディーゼル条例でPMを増大させる重油混和燃料等の使用・販売を規制しており、税務部門と合同で路上検査等を実施している。29年度は317台の車両から燃料の抜取検査を実施し、不正軽油等を使用していた車両は確認されなかった。

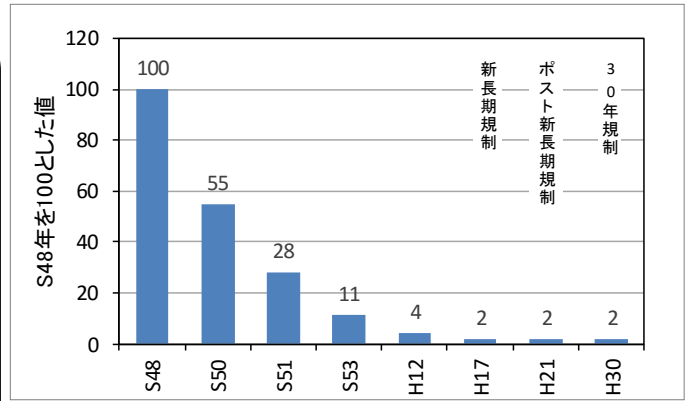


図2-8 ガソリン・LPG乗用車規制強化の推移(NOx)
H30は試験方法が異なるため参考値

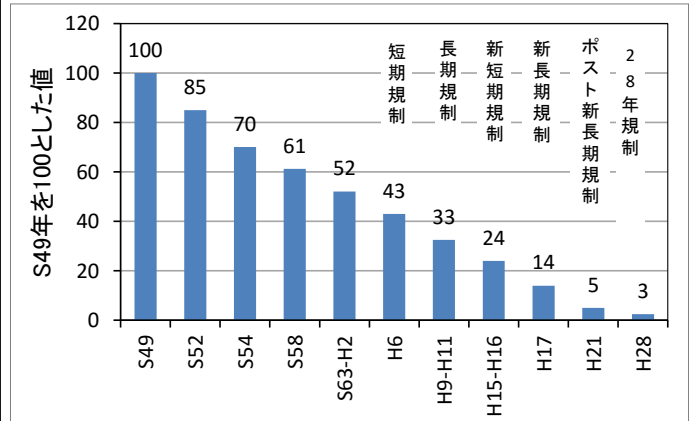


図2-9 ディーゼル重量車(3.5トン超)規制強化の推移(NOx)
H28は試験方法が異なるため参考値

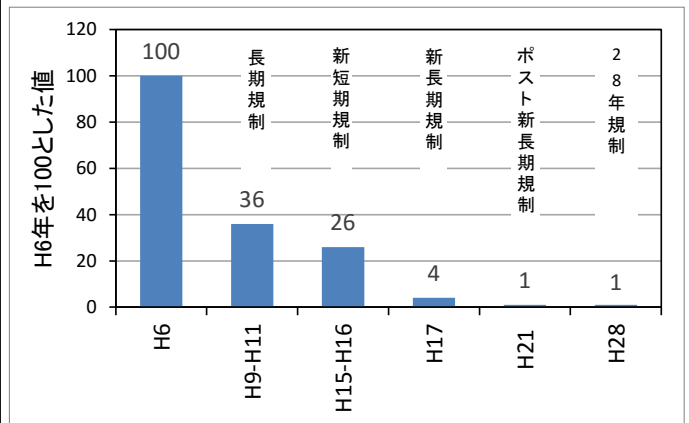


図2-10 ディーゼル重量車(3.5トン超)規制強化の推移(PM)
H28は試験方法が異なるため参考値